



日刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番

(公) 043(222)7207番

98.7.27 No. 4823.

勝浦運転区

廃止差別事件

勝利的に結審！！

の今になつて異に動

七月二一日、一三時から、千葉地労委において、「勝浦運転区廃止差別事件」の第一九回審問が行なわれ、田中書記長に対する会社側反対尋問が行なわれた。

反対尋問では、鴨川車掌支区の車掌が全て平行移動しているのは、車掌の小集団活動参加率が八〇%以上であるため、東京からの送り込み五名のうち一名が車掌経験者であるとして尋問を行なつてきた。

しかし、こうした異動の基準をめぐっては、当時、団交の中さんざん追及してきたにもかかわらず一切明らかにせず、地労委の審問が行なわれるまで全く明らかにしなかった会社の異常な姿勢が、逆に明らかになってしまった。

JR総連と結託した
不当労働行為は明らかに

また、鴨川運輸区が設置された後の乗務率について三%減っていることについて、外房線の一二〇キロ運転になつたことによりハンドル率が減つたのでは

ないか、ハンドル率が減れば運転士としては楽になるのではないか、などしてきた。

しかし、曲線やポイントの制限等があり一二〇キロで運転する場所は多くないこと、ハンドル率が減れば確かに運転士は樂になるという面はあるが、鴨川

千葉へ東京を通して運転する

ことになるので、逆に肉体的に

はきつくなり、結局、鴨川運輸

区設置は全く非効率であること

を明らかにした。結局、会社

側は、三〇分程度しか反対尋問

ができず、田中書記長の証言を

終了し、本件は勝利的に結審し

た。

社会的にも、労働委員会制度

を否定するJRの姿勢が指弾さ

れているにもかかわらず、一件

として命令を守ろうとしないJR

の姿勢を絶対に許すこととはで

きない。

団交の概要は次のとおり。

命令の効力は

及んでいる？

勝利命令獲得へ

勝利命令獲得へ